



ほくりくみらい基金
Hokuriku Mirai Foundation

令和6年能登半島地震・奥能登豪雨
「のこす・つたえる・つながる助成 supported by LINEヤフー」
募集要項



助成への想い

能登に住む被災者からは、震災・豪雨災害への関心が薄れていくことを懸念する声があがっています。また、公費解体が進む中で、かつての能登の姿が消えていくことへの不安も聞かれます。

「能登の姿を記録として残しておきたい」—そうした想いを受けて、本助成では、かつての能登半島の姿や、災害後の緊急期・復旧期・復興期の様子を記録・発信する活動に対し、1年間の助成を行います。

本助成によって生まれるアウトプットを通して、全国から能登半島への関心を集め、災害の風化を防ぐとともに、地域コミュニティの再生、防災教育、能登半島への関係人口の創出・交流につなげていくことを目指しています。

なお、本助成は2024年度「3.11 検索は、チカラになる」企画によるLINEヤフー株式会社様からのご寄付により実施いたします。

※本助成は令和6年能登半島地震、令和6年奥能登豪雨に対応する活動への助成となります。

1.助成スケジュール

- 公募受付期間:2025年8月1日(金)～8月31日(日)23:59
- 選考期間:9月～10月
- 採択通知:10月下旬
- 助成事業実施期間:2025年11月1日～2026年10月31日

2.対象となる事業

本助成の対象となる事業は、以下の要件を満たすものとします。

- 「令和6年能登半島地震」および「令和6年9月奥能登豪雨」により被災した地域で実施されること
- かつての能登半島の姿や、災害後の緊急期・復旧期・復興期の様子を記録・発信する事業であること
- 記録・発信の活動を通じて、被災地域の住民との関係を深める、またはつながりを再構築するなど、人と人とのつながりを生み出すことを目的とする事業であること

(事業の例)

- 災害発生前の能登の生活、風景、文化を記録に残し、発信するもの
- 能登の人々のライフストーリーなど聞き書きを行い、発信するもの
- 発災前・後の能登での暮らしを語り合うことで人々のつながりをつくるもの
- 語り部の育成
- 記録、発信にあたっての仕組みづくり など

※発災後のことを発信する活動だけではなく、発災前の記録・記憶を保存する活動も対象となります。

※アウトプットの形式は動画、写真、文章、音声、立体の作品、演劇、冊子など様々なものを想定しています。

※応募は、1団体につき1件とします。

なお、以下のような事業は対象外となります。

- 単発の行事やイベントを行うのみの事業
- 行政による補助金を受ける事業(他の助成金との併用は可能です)
- 助成金を寄付や基金へ充当したり、受益者への資金・物資配布に使う事業
- 石川県外で行われるものが主になる事業
- 団体・グループの基盤整備を主目的とした事業

3.対象となる団体

応募時点で次の①から③に掲げるすべてを満たす団体を対象とします。

①石川県内に本拠地を置き、公益的・社会的な活動を行っている団体であり、証拠となる書類を提出可能なこと。

(法人格の有無は問いませんが、石川県外の団体は対象外となります)

②以下のいずれにも該当しない団体

- ・政治活動や宗教活動を主たる目的とする団体
- ・反社会的勢力と関係のある団体
- ・過去に当団体を含む助成財団に対し、活動・精算報告を実施していない団体

③2026年2月または3月に東京で開催される中間報告会に出席できる団体(交通費補助あり)

4.助成金額と対象となる経費について

1) 助成額

■資金助成

1事業あたり50万円～100万円(税込)

- ・助成対象経費の定額(10/10)以内での助成を予定しています。自己資金はなくても構いません。
- ・申請団体が株式会社等の場合は人件費は対象とならず、事業実施に最低限の必要経費のみ対象とします。
- ・活動終了後、団体の資産計上につながる費用(備品等)については事前に相談ください。
- ・収入見込みに他の助成金が含まれていても応募可能ですが、費目の重複は禁止します。
- ・最終的な助成金額については、事務局で決定します。調整の結果、申請額を減額すること等を条件として採択となる場合もあることをご了承ください。

■交通費補助

2026年2月または3月に東京で開催される中間報告会への参加にあたって、旅費交通費を1団体あたり上限5万円の補助を行います。

(1団体から複数名参加も可としますが、何名で参加しても5万円が上限となります)

※こちらについては助成金申請書にて積算の必要はありません。

2) 助成総額

600万円を予定しています(2025年7月24日現在)

3) 助成件数

6～8件程度を予定しています。

4) 助成対象となる費用

- 申請する活動に関連し、かつ必要な費用
(人件費、謝金、会場費、機器等借料、旅費交通費、広告宣伝費、外注費、消耗品費、備品費、通信運搬費、その他諸経費)
- 人件費・謝金を計上する際には対象者の氏名を記載してください。

※助成対象とならない費用

- 申請事業に関わらない団体運営の費用や人員の人件費

5.申請方法

1) 申請書類

下記の書類をご準備の上、申請フォームよりお送りください。

No.	書類名	提出	提出時の ファイル形式
1	申請書(指定書式) ※ほくりくみらい基金WEBサイトより ダウンロードしてください。	必須	Excel
2	団体の定款 ※定款がない場合は会則など類するもの	必須	PDF
3	申請事業の企画書(書式自由) ※A4・20ページ以内	必須	PDF
4	その他添付資料(書式自由) 団体の活動実績や取材された記事等 ※A4・5ページ以内	任意	PDF

2) 申請方法

本助成金は、以下の申請フォームより受け付けます。

助成金申請フォーム:

<https://app.jibun-apps.jp/form/4023eb83-1954-4696-9e98-18a5da0f9ca0/new>

6.選考方法について

1) 選考方法

- 公益財団法人ほくりくみらい基金が設置する外部有識者による「選考委員会」で審査を行います。
- 書類審査と面接審査の2回を経て助成先を決定します。

①書類審査

提出された申請書類に基づく書面審査を行います。

なお、審査にあたっては、必要に応じて事務局から電話やメールでのヒアリングや、現地訪問を実施するほか、追加資料の提出を求めることがあります。

書類選考では「申請内容」、「インターネットなどで公開されている情報」を確認した上で書類審査通過団体を決定します。

②面接審査

書類審査を通過した団体について、審査員による面接審査を行います。

面接はオンライン(Zoom)で20～30分程度を予定しています。

面接審査は9月下旬～10月上旬の間を予定しています。

詳細は、書類審査通過団体にお知らせします。

2) 審査基準

以下の審査基準を踏まえて総合的に評価を行います。

なお、基本要件に合致しないものは審査対象外となりますので、ご注意ください。

- A. 下記基本要件を満たしていること
 - ・ 助成対象要件を満たしているか。
 - ・ 提出期限までに申請を行っているか。
 - ・ 申請書類の提出方法・内容に不備がないか。
- B. 事業の実施によって、地域コミュニティの再生、防災教育、能登半島への関係人口の創出や交流につながると期待できるか。
- C. 地域の人とともに事業がつくられ、多様な人の関わりや参加が見込まれるか。
- D. 事業を通じて生み出されるアウトプットによって被災者・被災地の記憶の継承がなされ、災害の風化を防ぎ、復興に資すると期待できるか。
- E. 事業の継続性・発展性を期待できるか。
- F. 実施内容の手順やスケジュールは、現実的に遂行するものか

7.結果発表について

- 採択の可否に関わらず、書類審査の結果は2025年10月上旬までに、面接審査の結果は11月上旬までに申請者全員に対してメールにて結果を通知します。上記期間を過ぎても連絡がない場合はご連絡ください。

※選考内容に関するお問い合わせには回答いたしかねますので、あらかじめご了承ください。

8.助成決定団体への義務事項と依頼事項

助成が決定した団体には下記の事項をお願いいたします。

【義務事項】

- 肖像権、知的財産権、その他第三者の権利を侵害しないこと
- 制作されたアウトプット等を公表する前に事前に当団体へ開示すること
- 制作されたアウトプット等に、当団体が希望した場合、ほくりくみらい基金のロゴの掲載と本助成を受けて制作された旨を記載すること
- 成果報告書と会計報告を提出すること(事業終了後1ヶ月以内)
- 東京で開催される中間報告会に参加し、その時点までの活動を発表すること

【依頼事項】

- 活動について進捗確認や訪問ヒアリングへの対応
- 本助成を受けて取組む支援活動についての情報発信(ホームページ、ブログ、SNS等)
- SNS等での情報発信でのタグ付け(ハッシュタグ #ほくりくみらい基金/ #のこすつたえる つながる助成)

9.助成金の支払い方法について

- 採択団体は、「助成金交付同意書」の取り交わしを行います。取り交わし後1ヶ月以内を目処に助成決定額を全額前払いします。
- 「申請団体名義の口座」にお振込します。個人名義の口座への助成金の振り込みはできませんので、団体名義の口座をご用意ください。

10.重要な注意事項(※必ずお読みください)

- 1) 採択団体の情報を、ほくりくみらい基金のWEBサイトやプレスリリースにて公開します。
※公開情報: 団体名、代表者氏名、団体本拠地所在地(市町まで)、申請事業名、申請事業の概要、助成金額
- 2) 助成申請フォームにご記載いただいた個人情報は、当財団の選考に関わる業務に使用し、それ以外には使用しません。
- 3) 採択された事業の終了後に、活動報告等で書類や資料等を提出いただく場合、返却はできません。
- 4) 事業を通して生み出されたアウトプット作品は寄付者の方々への報告、寄付募集、ほくりくみらい基金の活動報告等で利用・公開する可能性があります。写真や動画等を撮影する場合は必ず利用・公開して差し支えの無いもの、また写っている方の許可が取れているものとしてください。
- 5) 事業変更・中止については、手続きを行っていただきます。
また、交付済みの助成金で助成事業に使われていない場合は「公益財団法人ほくりくみらい基金」に全額返還していただきます。その他詳細は、助成決定後にお知らせします。
- 6) 社会に対し、事業で得られた成果を広く伝えるため、公益財団法人ほくりくみらい基金のホームページ等で成果を報告させていただきます。また、テレビ等の報道機関の求めに応じて、事業成果等の情報を提供する場合があります。
- 7) 本助成事業の助成金を充当して支出した支払に関しては、証拠証憑(領収書)等を適切に管理し、必要に応じて当財団へ開示・閲覧できるようにしておいてください。また、証拠証憑は事業実施終了後、3年間の保存をしてください。
- 8) 本助成事業実施後に提出する成果報告書と会計報告の提出を期日までに行わなかった場合、返金を求める可能性があります。また、今後当財団が実施する助成事業等へ応募いただいても選考対象外となる場合があります。

11.お問合せ

公益財団法人ほくりくみらい基金
E-mail : grant@hokuriku-mf.jp
ホームページ : <https://hokuriku-mf.jp>